

増殖放流呈示量について

令和2年増殖実績と増殖放流呈示量の達成状況について

1 増殖放流呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第168条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、増殖放流呈示量を示している。増殖放流呈示量とは、第五種共同漁業権の免許を受けた各漁業協同組合が最低限行うべき放流量の基準を記載したものある。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができます（漁業法第169条）。

2 令和2年増殖放流呈示量の通知

令和2年の増殖放流呈示量は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和2年3月23日付けで通知しました（2ページ）。

3 令和2年各漁業協同組合の増殖放流実績

各漁業協同組合へ令和2年増殖放流実績報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査しました（3～5ページ）。

調査の結果、3漁業協同組合の増殖放流実績が、令和2年増殖放流呈示量に達していませんでした（6ページ）。このため、呈示量を達成していない漁業協同組合について文書で指導が必要と考えます（7ページ）。

漁業法抜粋

第168条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2～4 略

令和2年増殖放流呈示量

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ	ナマズ
漁業協同組合	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	産卵場造成(箇所)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	2,030	339,000	219,100			40	2	2	10		1,600	1		
利根15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	95,000				1	1	1	1					
群馬3号	130	226,600				4	1	1	2	5				4
群馬9号	80	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
吾妻2号	180	24,400	4,200			9	1	1	2					
吾妻4号		45,500	4,700				1							
上州5号	1,700	791,200	18,700			23	1	1	10	5	520			
上州16号				3,700		500					70			
烏川	100	18,700				20	1	1	3	8				
東毛3号	70	5,000				20	1	1	1	1				1
東毛8号						10	1	1	1					
両毛9号	70	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
両毛10号	70	79,600	1,100			10	1	1	1		7,000	1		
神流川	50	38,400				500	1	1			15,000			
南甘	2,100	208,700	2,800				1		5			1		
上野村	1,050	848,100	63,600				1		5			1		
邑楽						870			8					8
近藤沼						500			2		230			
日向						500			2					
城沼						50			1		110		2	
赤城大沼						150	1				26,200			
榑名湖				1,500		7					18,000			
合計	7,800	3,137,600	330,200	5,200		3,248	17	13	56	19	68,990	6	2	13

放流実績から増殖放流呈示量の単位および換算基準

- アユ稚魚 (kg) 成魚 (kg) を稚魚 (kg) と同量で換算する
稚魚 (20 g 未満)
成魚 (20 g 以上)

- ヤマメ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) →10粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kgで稚魚375尾と換算する

- イワナ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) →10粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kgで稚魚375尾と換算する

- マス稚魚 (尾) 成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) →10粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) →そのまま
成魚 (20 g 以上) (kg) →1 kgで稚魚375尾と換算する

- フナ (kg) 人工産卵床 (m²) を種苗 (kg) に換算する
人工産卵床 (m²) →1 m²を種苗1.9kgと換算する
種苗 (kg) →そのまま

- ワカサギ (卵) 卵 (粒) が筒型ふ化器を利用した場合、呈示量の
6倍と換算する

〔 例：卵200万粒がビン型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算〕
→200万(粒)×6=1200万(粒)

令和2年 漁業協同組合放流実績(漁協会計漁業権別換算後)

漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イwana 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ (kg)	フナ (kg)	ウグイ (kg)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・ウチホリ (kg)	ナマス (kg)
利根1号	3,580	453,000	462,750	467,250	80	80	30	3	20		4,000	2		
利根15号	404	157,500		281,250	1	1		1	1					
阪東			産卵床造成2箇所											
群馬3号	150	486,500		896,250	0	0		1	2	5				4
群馬9号	170	211,500	11,250	281,250	25	25		1	1		150	1		
吾妻2号	300	60,000	8,000	525,000	9	9	30	2	3					
吾妻4号		140,000	10,000	300,000				1						
上州5号	3,000	1,582,500	37,500	1,886,250	38	38		1	20	10	0			
上州16号				86,250	580	580					1,050			
烏川	280	37,500		112,500	30	30	30	1	6	10				
東毛3号	150	56,950		156,750	40	40	16	1	2	1				2
東毛8号	10	300		13,125	20	20	16	1	2					
西毛9号	150	656,750	10,000		20	20		2	1		400	1		
西毛10号	150	162,000	1,300	855,000	10	10		2	2		15,600	1		
神流川	50	54,500			1,019	1,019		1			30,000			
南甘	3,200	420,100	5,000	75,000				1	10					
上野村	2,200	1,872,850	263,500	446,250			10	1	10					
邑美					2,000	2,000			10					
近藤沼					1,000	1,000			5		500			
日向					1,000	1,000			10					
城沼					130	130			5		100		0	
赤城大沼					300	300		2			41,000			
権名湖				3,000	7	7					36,000			
合計	13,794	6,351,950	809,300	6,385,125	6,309	6,309	132	22	110	26	128,800	7		39

・灰色のセルは放流量未達成を示す。

令和2年増殖放流呈示量未達成状況

漁業協同組合名	免許番号	魚種	呈示量	実績量 (換算後)	不足量	漁業協同組合により報告された未達成理由	指導(案)
群馬漁業協同組合	共第3号	フナ	4kg	0kg	4kg	県漁連に注文するも未入荷であった。他業者等も検討したが放流に至らなかった。	
上州漁業協同組合	共第5号	ワカサギ	520万粒	0粒	520万粒	当初は共第5号の野上湖に放流を予定していたが、一昨年(2018年10月)の台風19号による湖への進入路の工事が滞っており、種卵を搬入することができなかったため、同地域にある大塩湖(共第16号)へ急遽移動し、放流を実施した。	
城沼漁業協同組合	共第14号	モツゴ	2kg	0kg	2kg	令和2年1月に県内の業者に注文するが、年内(令和2年)に納品されず、放流することができなかった。	
城沼漁業協同組合	共第14号	ワカサギ	110万粒	100万粒	10万粒	群馬県漁連を通じ200万粒を諏訪湖漁協に注文したが、不漁のため100万粒の入荷に留まり、呈示量を達成できなかった。	

(案)

群内漁管第34-〇号

令和3年3月〇〇日

〇〇漁業協同組合組合長 様

群馬県内水面漁場管理委員会
会 長 松元 平吉

令和2年増殖放流呈示量に対する未達成について

漁業権対象魚種に対する増殖放流呈示量について、貴漁業協同組合における増殖実績については下記のとおり未達成の状況となっています。

増殖放流呈示量は、漁業法第69条の規定により群馬県知事から漁業権を免許された漁業協同組合が行わなければならない最低限の増殖義務量であり、これに対する未達成の状況は、漁業権の管理、運営上極めて憂慮すべき事態です。

つきましては、貴漁業協同組合における増殖事業にあたっては当委員会が発出する増殖放流呈示量以上を確保されますよう要請します。

記

免許番号	魚 種	呈示量	実績量	不足量

【参考】

平成30年増殖放流呈示量未達成状況

漁業協同組合名	免許番号	魚種	呈示量	実績量 (換算後)	不足量	漁業協同組合により報告された未達成理由	指導
群馬漁業協同組合	共第9号	ワカサギ	130万粒	0粒	130万粒	注文するも不漁により未入荷のため放流できなかった	行わない
上州漁業協同組合	共第16号	ワカサギ	150万粒	0粒	150万粒	親魚不漁のため仕入れが出来なかった	行わない
近藤沼漁業協同組合	共第12号	ワカサギ	250万粒	0粒	250万粒	群馬県漁連に注文したが、不漁のため呈示量を達成できなかった	行わない
城沼漁業協同組合	共第14号	ワカサギ	220万粒	0粒	220万粒	群馬県漁連を通じ注文したが、不漁のため入荷がなく、呈示量を達成できなかった	行わない
同上	同上	モツゴ	3kg	0kg	3kg	注文ミスで未達成となった	文書

令和元年(平成31年)増殖放流呈示量未達成状況

漁業協同組合名	免許番号	魚種	呈示量	実績量 (換算後)	不足量	漁業協同組合により報告された未達成理由	指導
群馬漁業協同組合	共第3号	フナ	8kg	0kg	8kg	県漁連に注文するも未入荷であった。他業者等も検討したが放流に至らなかった。	文書
上州漁業協同組合	共第16号	ワカサギ	150万粒	0粒	150万粒	大塩湖(共第16号)について、水位の低下及び水温の上昇により、ワカサギ卵(シユロ粹)を伏せるのには環境条件が整っていないと判断したことから放流しなかった。	文書
南甘漁業協同組合	共第6号	イwana	4,500尾	0尾	4,500尾	秋に放流の予定であったが、台風第19号の影響により実施できなかった。	文書
同上	同上	ウグイ	産卵床2箇所	産卵床0箇所	産卵床2箇所	春に実施の予定であったが、人員確保ができなかったことによるもの。	文書
城沼漁業協同組合	共第14号	ワカサギ	220万粒	200万粒	20万粒	購入先の諏訪湖漁協の申し込み単位が100万粒/箱であったので、200万粒とした。次回からは十分気をつけたい。	文書

「行わない」以外については文書を送付する

F A X 送 信 票		
あて先	ワカサギ卵注文のお客様各位	
	F A X 番 号	
送信年月日	令和2年 4月27日	
題 名	令和2年(2020年)春季ワカサギ卵採卵終了のご報告とお詫び	
枚 数	送信票を含めて 1枚	
	諏訪湖漁業協同組合 組合長 武居 薫	
担 当		
電 話	(0266) 52-4055	営業時間：7:00～11:00 定休日：水曜・日曜
F A X	(0266) 53-7142	
住 所	〒392-0010 長野県諏訪市渋崎1792-374	

ワカサギ卵のご注文につきましては、毎年、ご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。本年は3月上旬から採卵を開始し、中旬からはご注文者の方々への公卵発送を、注文の1/2量で開始してまいりました。

昨年秋季の良好な成長に例年以上の期待をかけて臨んだところですが、季節外れの降雪等、従来は見られなかった天候不良に悩まされ、現時点で、溯上主群がなかなか見られない状況が続いております。通常年であれば、4月最終週に溯上のピークとなり、採卵数の大半が集中することとなりますが、現在、予測が非常に悲観的な状況になってしまいました。

現在の採卵数はまだ4億粒弱で、一部を出荷用としてまいりましたが、回復の見通しがないと判断せざるを得ないとの結論に達しました。今後、多少の回復があったとしても、自湖放流分を確保して来年の採卵につなげる必要があります。

このような状況を踏まえ、ご注文者各位にはご迷惑をおかけしますが、本年の出荷卵は終了とさせていただきます。

未曾有の経済環境の中でもあり、各地からのご注文には可能な限り対応すべく努めてまいりましたが、何とぞご理解をいただきたいと存じます。今後、今季の不調の原因についての検討をすすめ、次年度に向けた手立てを講じてまいりたいと存じます。なお、次年度のご案内は例年どおり11月頃の予定としており、今後ともよろしく願いいたします。

令和3年増殖放流呈示量の考え方

1 趣旨

漁業法第168条により、第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合は、漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和3年増殖放流呈示量の考え方は、平成25年9月1日に免許した第五種共同漁業権について、令和3年1月～12月の間に各漁業協同組合が最低限行うべき増殖放流呈示量を定める際の基準を記載したものである

2 増殖放流呈示量の計算

増殖放流呈示量は、過去2年間の放流量の平均の50%以上とし、2年間同じ量とする。令和2年3月23日開催された令和元年度第3回群馬県内水面漁場管理委員会において、平成30年及び令和元年（平成31年）の放流量から、令和2年及び令和3年の増殖放流呈示量を決定している。

3 増殖放流呈示量の未達成の取扱い

放流量が増殖放流呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施している。なお、増殖放流呈示量を満たしていないものについて、増殖放流呈示量を放流したのものとして増殖放流呈示量を算出することとする。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に外国産ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、外国産ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重20g未満）の放流を基本的な増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う
- ・成魚（魚体重20g以上）の放流についても、増殖放流呈示量の重量を放流したものとする

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、種苗放流については、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375尾)}$$

- ・発眼卵で放流した場合については従来と同じ計算式により換算する

$$\text{発眼卵 (10粒)} = \text{稚魚 (1尾)}$$

- ・親魚放流については、水産試験場で実証試験を実施中であるため、結果判明後に再度検討する

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流の自粛を引き続き継続して要請する
- ・人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成を推奨する

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

人工産卵床 (1㎡) = 重量 (1.9kg)

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・なお、シラスウナギ資源の減少等により種苗の入手が困難な際は、適当な呈示方法について検討する
- ・放流種苗に外国産ウナギが混入しないように中止する。

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・放流種苗に外国産ウナギが混入しないように中止する。

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシェロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになった
(筒型ふ化器：87.3%、シェロ枠：14.6%)
- ・研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いた場合には、増殖放流呈示量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で呈示を行う

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

5 漁場別の増殖放流呈示量

共第9号漁場

- ・共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に免許されている
- ・群馬漁協・両毛漁協で、アユを除く魚種については漁場が全く同じであるため、群馬漁協・両毛漁協に呈示する量を同じ量とする
- ・それぞれの漁協の増殖放流呈示量(アユを除く魚種)については、過去2年間の両毛・群馬漁協の放流量の合計の平均の50%を2等分した数量とする

令和3年増殖放流呈示量(案)

魚種	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
漁業協同組合	2,030	339,000	219,100			40	2	2	10		1,600	1		
利根1号														
利根15号			産卵床造成 1箇所											
阪東	170	95,000				1	1	1	1					
群馬3号	130	226,600				4	1	1	2	5				4
群馬9号	80	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
吾妻2号	180	24,400	4,200			9	1	1	2					
吾妻4号		45,500	4,700				1							
上州5号	1,700	791,200	18,700			23	1	1	10	5	520			
上州16号				3,700		500					70			
烏川	100	18,700				20	1	1	3	8				
東毛3号	70	5,000				20	1	1	1	1				1
東毛8号						10	1	1	1					
両毛9号	70	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
両毛10号	70	79,600	1,100			10	1	1	1		7,000	1		
神流川	50	38,400				500	1	1			15,000			
南甘	2,100	208,700	2,800				1		5			1		
上野村	1,050	848,100	63,600				1		5			1		
邑楽						870			8					8
近藤沼						500			2		230			
日向						500			2					
城沼						50			1		110		2	
赤城大沼						150	1				26,200			
榛名湖				1,500		7					18,000			
合計	7,800	3,137,600	330,200	5,200		3,248	17	13	56	19	68,990	6	2	13

令和3年増殖放流計画(各漁協からの報告)

漁業協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クテボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根1号	3,200	525,000	525,000	375,000		100	2	2	50		3,000	1		
利根15号		産卵床造成2箇所												
阪東	170	132,500		262,500		1	1	1	1					
群馬3号	150	484,000		896,250		17	1	1	2	5				4
群馬9号	170	211,500	11,250	281,250		25	1	1	1		150	1		
吾妻2号	300	52,000	16,000	1,400		9	2	2	2					
吾妻4号		135,000	15,000	356,250			1							
上州5号	3,000	1,620,000	37,500	1,875,000		38	1	1	20	10	1,000			
上州16号				18,750		580					100			
烏川	210	37,500		93,750		30	1	1	5	10				
東毛3号	150	56,950		150,000		40	1	1	2	1				2
東毛8号	10	112,500		22,500		20	1	1	1					
両毛9号	150	653,000	9,200			20	2	2	1		400	1		
両毛10号	150	157,500	1,100	855,000		10	2	2	2		15,600	1		
神流川	50	96,250		112,500		1,000	2	2	0		30,000			
南甘	3,500	567,500	5,000	82,500			1		10			1		
上野村	2,200	1,795,500	338,500	543,750			1		10			1		
邑楽						1,500			10					10
近藤沼						1,000			5		700			
日向						1,000			10					
城沼						100			5		150		5	
赤城大沼						300	2				77,000			
榛名湖				3,000		7					36,000			
合計	13,410	6,836,700	958,550	5,929,400		5,797	22	17	137	26	164,100	6	5	16

(案)

群内漁管第34-〇号
令和3年3月〇〇日

〇〇漁業協同組合組合長 様

群馬県内水面漁場管理委員会
会 長 松元 平吉

令和3年増殖放流呈示量について（通知）

このことについて、漁業法第69条の規定により群馬県知事から第五種共同漁業権を免許された漁場における増殖義務の基準として、数量を次のとおり呈示しますので、適正な漁場管理に努めるよう通知します。

なお、今回の呈示にあたり、疑義があれば事務局へ相談してください。

〇〇漁業協同組合 水産動物	第五種共同漁業権共第〇号 増殖放流呈示量		
アユ	稚魚	○	k g 以上
ヤマメ	稚魚	○	尾以上
イワナ	稚魚	○	尾以上
マス	稚魚	○	尾以上
コイ		—	
フナ		○	k g 以上
ウグイ	産卵床	○	箇所以上
オイカワ	産卵床	○	箇所以上
ウナギ		○	k g 以上
ドジョウ		○	k g 以上
ワカサギ		○	万粒以上
カジカ	産卵床	○	箇所以上
モツゴ		○	k g 以上
ナマズ		○	k g 以上

増殖放流呈示量について

1 呈示方法

呈示量の末尾に「以上」という記載をしますが、組合経営に支障をきたさない範囲で積極的に水産動物の増殖を行ってください

2 放流種苗

魚病の侵入の防止に留意し、魚病が疑われる種苗等の放流は避けてください。また、水産生物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県内）の系統を放流してください。

3 魚種ごとの留意事項

(1) アユ

稚魚（魚体重20g未満）の重量（kg）で呈示量を通知しています。

成魚（魚体重20g以上）で放流を行った場合も、呈示量を放流したものとして呈示量に換算します。

(2) マス類

稚魚（魚体重20g未満）で尾数（尾）で呈示量を通知しています。

成魚（魚体重20g以上）放流、または発眼卵埋設を行った場合は、以下の計算式により稚魚を放流したものとして呈示量に換算します。

成魚（1kg）＝ 稚魚（375尾）

発眼卵（10粒）＝ 稚魚（1尾）

(3) コイ

コイヘルペスウイルス病まん延防止対策のため、呈示量を示していないので、放流自粛を継続してください。

放流以外の増殖方法として人工産卵床の造成がありますので、造成を行うことを推奨します。

(4) フナ

重量（kg）で呈示量を通知しています。

人工産卵床造成を行った場合は、以下の計算式により種苗を放流したものとして呈示量を換算します。

人工産卵床（1 m²）＝重量（1.9 kg）

(5) ウグイ

人工産卵床（箇所）のみで呈示量を通知しています。

種苗等の放流は呈示量に換算しません。

(6) ウナギ

重量（k g）で呈示量を通知しています。

シラスウナギ資源の減少から、今後、放流種苗の単価が大幅に上がる可能性があります。それにより放流が困難な場合は、当委員会まで相談してください。

放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギを放流することのないように十分注意してください。

(7) ナマズ

重量（k g）で呈示量を通知しています。

(8) ワカサギ

ワカサギ卵のふ化管理については、近年、筒型ふ化器を用いた方法が開発され、従来のシェロ枠を用いた方法に比べて、ふ化率が大幅に高いことが水産試験場の研究により明らかになりました。

（筒型ふ化器：87.3%、シェロ枠：14.6%）

この研究結果を踏まえ、筒型ふ化器を用いた場合では、収容量の6倍の卵が放流されたものとして呈示量を換算します。